【助成対象の要件】

1　消費税込みの工事額が 50 万円以上の既存住宅のリフォーム工事（下表の工事例を参照ください）

2　町内の施工業者と契約して行う工事

3　利用決定があった日以降の日から工事を開始し、令和８年３月３１日までに完了する工事

4　その他の助成等の対象となる工事が含まれていない工事

＊ 士幌町のその他の助成等は、次のとおりです。当事業とその他の事業（国、道、その他団体等も含まれます）を併せて利用する場合は、他の助成等の対象となる工事を除いてください

・士幌町合併処理浄化槽設置事業助成金
・士幌町木造住宅耐震改修費補助金
・高齢者等住宅改修支援事業

助成の対象となる工事の例
基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井等の工事
塗装工事
給排水等設備工事
建具取替工事
ふすま、障子の張替、畳の表替
避難設備、防火設備及び換気設備工事
浴室・台所改修工事
段差解消工事
手摺設置工事
トイレ改修工事
窓ガラス交換工事
内窓設置工事
外窓、玄関断熱ドア取替工事
断熱改修工事
電気設備工事
防犯設備工事

＊この表にない工事は、個別にご相談ください

対象とならない工事の例
賃貸用の住宅の工事
倉庫、車庫等の工事（住宅と一体となっているものも含む）
事事業者を伴わない申込者が自ら行う工事
申込者が施工業者の場合の労務費
リフォームを伴わない解体工事
造園、門扉、塀または外構の工事
公共工事の施工に伴い移転の対象となった住宅で、移転補償の対象となる工事
電気機器単品での更新（移動可能な機器：テレビ・冷蔵庫・洗濯機など）

お問い合わせ先

■ 士幌町商工会　電話 01564 - 5 - 2614　　■ 士幌町役場産業振興課　電話 01564 - 5 - 5213